

事 務 連 絡  
令和元年 10 月 16 日

指定居宅介護支援事業所 各位

平内町福祉介護課長

### 短期入所生活介護における長期利用について

日頃より、介護保険行政にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

短期入所生活介護は、利用日数は認定有効期間のおおむね半数を超えないこと、また連続利用は 30 日までとされていますが、一律機械的な適用ではなく、特に必要と認められる場合には、これらを上回る日数の短期入所生活介護を位置づけることが可能とされています。

平内町では適正なサービス利用の観点から、短期入所生活介護を長期利用する場合には、下記に留意し、適切なケアマネジメントを行ったうえで、特に必要な理由を届出いただくことといたしますので、別添「短期入所サービス長期利用理由書」及びケアプラン 1～7 表の提出をお願いいたします。

#### 【留意事項】

1. 認定有効期間内に短期入所サービスの利用がおおむね半数を超える見込みとなったとき、又は 30 日を超える見込みとなったときに、速やかに提出すること。
2. 短期入所サービスを利用する際は、短期入所サービスの位置づけ及び利用日数に関して、本人及び家族に説明を行い、利用が長期化する場合にあっては、特定の施設のみではなく、複数の施設に入所申込みするなど、長期利用の早期解消に努めること。
3. 理由書にはケアプラン第 1～7 表を添付すること（5 表は関係部分、6・7 表は直近 1 か月分）
4. 次期有効期間において、同様に長期利用することとなったときは再度提出すること。

担当：平内町役場福祉介護課  
介護保険係

TEL：017-755-2114